

## 茨木市工事成績評定評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱（平成17年7月1日実施）第7第2項の規定に基づき、茨木市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 茨木市工事成績評定結果通知・公表実施要綱第6第2項の規定により再説明を求められた工事成績評定結果の審査に関すること。
- (2) その他工事成績評定に関すること。

### (組織)

第3 委員会は、企画財政部契約検査課長、産業環境部農林課長、産業環境部環境事業課長、建設部建設管理課長、建設部交通政策課長、建設部道路課長、建設部建築課長、建設部公園緑地課長及び建設部下水道施設課長の職にある者をもって組織する。

### (委員長等)

第4 委員会に委員長を置き、委員長は、企画財政部契約検査課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、当該工事施行担当課の監督員、担当係長等関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6 委員会の庶務は、企画財政部契約検査課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。